

収入印紙

1,000 円

貼 付

仮取締役選任申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(※ 割印不可)

東京地方裁判所民事第 8 部 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨

〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）の仮取締役の職務を行うべき者の選任を求める。

申立ての理由

- 1 申立人は、発行済株式総数 1 0 0 0 株中 6 0 0 株を有する株主である。
- 2 前記〇〇株式会社（以下「本件会社」という。）の定款には、「(1)当社は、取締役会を置く。(2)取締役は 3 名以上とし、代表取締役は、取締役の互選によ

り、取締役の中から選任する。(3)株主総会を招集するときは、取締役会の決議によらなければならない。(4)取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」と定められている。

ところで、本件会社は、平成16年〇月〇日の定時株主総会において、取締役ABCの3名が選任され、同日同人らが取締役に就任し、同月〇日にAが代表取締役に就任していた。しかし、代表取締役兼取締役Aは、平成18年〇月〇日死亡し、取締役Bも、同年〇月頃から行方不明である。

しかも、本件会社では、補欠役員の選任決議をしていないので、その取締役はCのみであり、法令及び定款の定めにより、定足数を欠いていることとなる。

したがって、取締役会において決議ができず、平成18年の定時株主総会も開催することができない状況にある。そこで、裁判所から、一時取締役の職務を行う者1名の選任を受ければ、取締役会の決議が可能となるので、互選により代表取締役の選定をして株主総会の招集をすることができる。

3 よって、会社法346条2項に基づき、本件会社の仮取締役の選任を求める。

疎明方法

甲第1号証 本件会社の登記事項証明書

甲第2号証 本件会社の定款

甲第3号証 本件会社の株主名簿（申立人が株主であることの疎明）

甲第4号証 戸籍謄本

甲第5号証 取締役の所在についての調査報告書

甲第6号証 取締役の陳述書

添付書類

本件会社の登記事項証明書 1通

委任状 1通

申立書副本	1 通	
甲号証写し	各 2 通	以 上